

# 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県公共嘱託登記司法書士協会（以下「この法人」という。）の役員報酬等に関する事項を定め、その適正化を図ることを目的とする。

(理事の報酬)

第2条 理事の報酬の支給額は、次のとおりとする。ただし、予算の範囲内において、理事会で決定する。

理事長	年20万円以内
副理事長	年12万円以内
専務理事	年30万円以内
理事	年4万円以内

(監事の報酬)

第3条 監事の報酬の支給額は、次のとおりとする。

監事	年2万円
----	------

(役員報酬の支給方法)

第4条 理事及び監事の報酬は、年払いとし、毎年6月に支払う。

(期間計算)

第5条 途中で就任又は退任した役員等の報酬は、在任期間に応じて、年365日の日割り計算とする。

(退職金)

第6条 役員退職金は、支給しない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成9年7月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正規程は、平成21年9月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正規程は、平成22年12月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する（平成23年11月1日施行）。